

企業の「高齢者の継続雇用・パートタイム労働者」 に関するアンケート調査結果について

【はじめに】

住友生命保険相互会社（社長 佐藤義雄）は、この度、平成17年に作成いたしました『企業の福利厚生制度に関するアンケート調査結果』、平成19年に作成いたしました『企業の「子育て支援」に関するアンケート調査結果』に続きまして、『企業の「高齢者の継続雇用・パートタイム労働者」に関するアンケート調査結果』の冊子を作成いたしました。

平成18年4月に高齢者雇用安定法の改正、また平成20年4月にパートタイム労働法が改正され、その各改正法に基づき取組みが進められている中、現状と今後の方向性についてのアンケートに、1,806社の企業さまのご協力をいただき、その結果をまとめたものとなっております。

当資料が、企業さまの高齢者とパートタイム労働者の雇用に関する人事・福利厚生制度のご検討にお役に立てば幸いに存じます。

【主な掲載内容】

- ・ 高齢者の継続雇用・パートタイム労働者に関するアンケート調査結果

【調査概要】

調査対象：業種・企業規模等を問わず全国の企業・団体を対象としています。

調査時期：平成20年8月1日～平成20年10月15日

調査方法：当社職員によるアンケートの配布・回収

回収結果：有効回答数：1806件

■従業員数

	回答数	
100名未満	164	9.1%
100名以上300名未満	406	22.5%
300名以上500名未満	245	13.6%
500名以上1000名未満	346	19.2%
1000名以上5000名未満	506	28.0%
5000名以上10000名未満	72	4.0%
10000名以上	54	3.0%
無回答	13	0.7%
合計	1806	100.0%

■本社所在地

	回答数	
北海道・東北地方	75	4.2%
関東地方(東京都除く)	160	8.9%
東京都	1004	55.6%
中部・北陸地方	129	7.1%
近畿地方(大阪府除く)	58	3.2%
大阪府	255	14.1%
中国・四国地方	42	2.3%
九州地方	76	4.2%
無回答	7	0.4%
合計	1806	100.0%

■業種

	回答数	
水産・農林	1	0.1%
鉱業	3	0.2%
建設	122	6.8%
食品	63	3.5%
繊維	19	1.1%
パルプ・紙	19	1.1%
化学	71	3.9%
石油・石炭製品	8	0.4%
ゴム製品	9	0.5%
窯業	18	1.0%
鉄鋼	20	1.1%
非鉄金属	19	1.1%
金属製品	37	2.0%
機械	59	3.3%
電気機器	87	4.8%
輸送用機器	39	2.2%
精密機器	23	1.3%
商業	190	10.5%
その他製造	95	5.3%
金融・保険	175	9.7%
不動産	42	2.3%
陸・海・空運	46	2.5%
倉庫・運輸関連	59	3.3%
情報・通信	150	8.3%
電力・ガス	10	0.6%
サービス	268	14.8%
公務(行政機関等)	3	0.2%
その他	130	7.2%
無回答	21	1.2%
合計	1806	100.0%

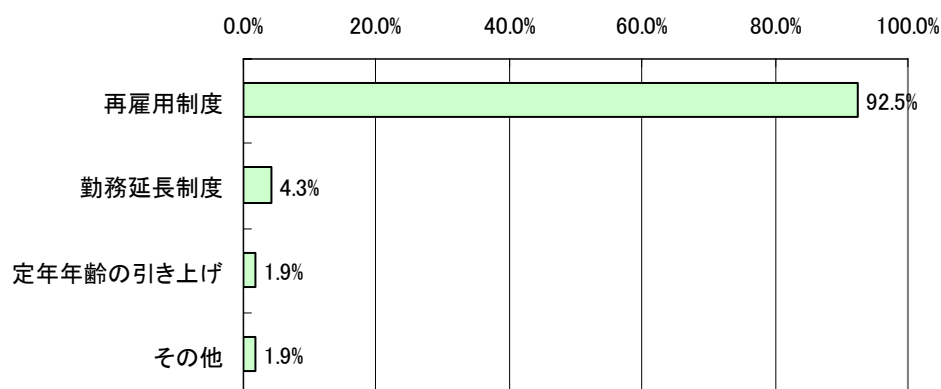
【調査結果の要約】

1. 定年制・60歳以降の雇用確保の状況について

定年制の有無について「はい」と回答した企業が99.1%となっており、「いいえ」と回答した企業は0.9%となっています。

60歳以降の雇用確保のための措置として「再雇用制度」と回答した企業は92.5%となっており、全体の9割強となっています。(図表3-1)

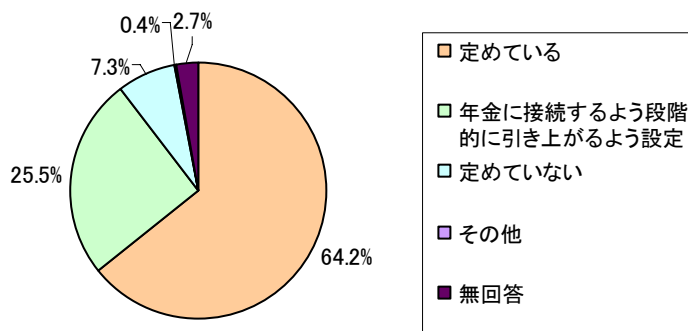
図表3-1 60歳以降の雇用確保のための措置



2. 継続雇用制度(再雇用制度または勤務延長制度)の制度適用の状況について

■継続雇用制度の中で雇用の上限年齢を「定めている」と回答した企業は64.2%となっており、次いで「年金に接続するよう段階的に引き上がるよう設定」と回答した企業が25.5%となっています。一方、「定めていない」と回答した企業は7.3%となっています。(図表4-1)

図表4-1. 継続雇用制度の中で雇用の上限年齢の設定の有無

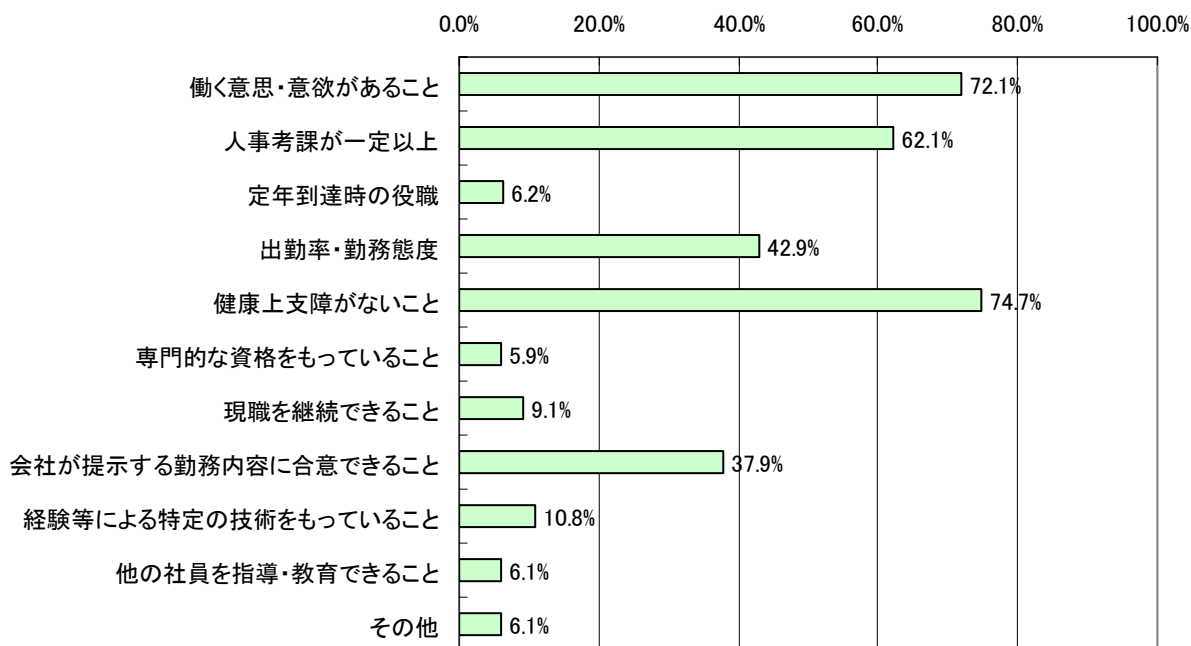


継続雇用制度の上限年齢は「65歳」と回答した企業は76.6%となっています。「70歳以上」と回答した企業は0.3%となっています。

継続雇用制度を活用できる社員の範囲は、「継続雇用制度の対象者についての基準に適合する社員」と回答した企業が83.3%となっています。一方、「希望者全員」と回答した企業は13.3%と全体の1割強となっています。

■基準の具体的な内容は、「健康上支障がないこと」と回答した企業が74.7%、「働く意思・意欲があること」と回答した企業が72.1%、「人事考課が一定以上」と回答した企業が62.1%と上位を占めています。(図表7-1)

図表7-1. 基準の具体的な内容

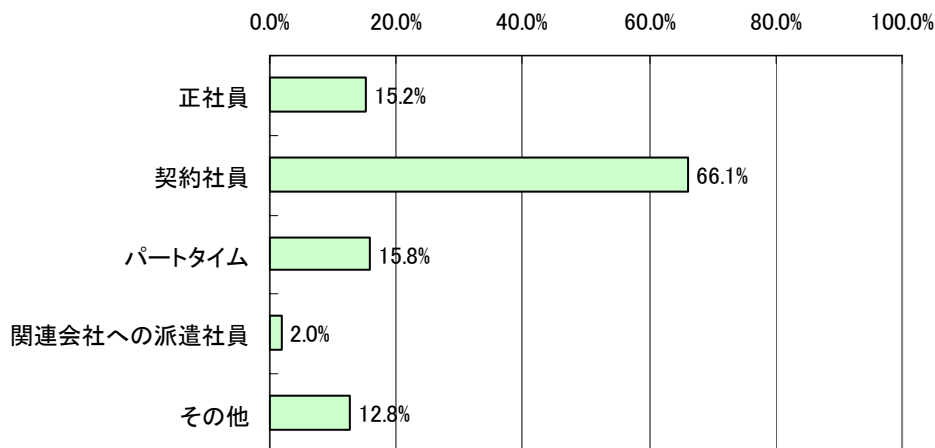


■定年者全体の中で実際に雇用される方の割合は、「7割以上9割未満」と回答した企業が27.1%、「ほぼ全員」と回答した企業が23.4%となっており、全体の5割強を占めています。一方、「3割未満」と回答した企業が、12.4%と1割強を占めています。

3. 継続雇用制度の雇用形態について

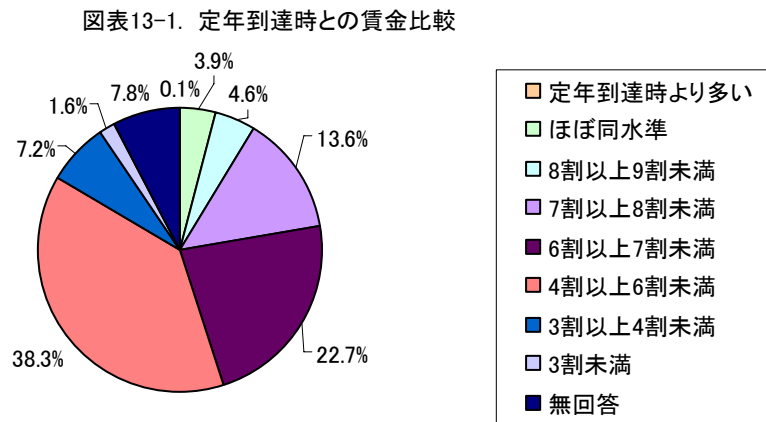
雇用された場合の雇用形態は、「契約社員」と回答した企業が66.1%と全体の6割強を占めています。「パートタイム」と回答した企業は15.8%、「正社員」と回答した企業は15.2%となっています。(図表9-1)

図表9-1. 雇用された場合の雇用形態



4. 継続雇用制度における賃金・賞与・退職金等について

定年到達時との賃金比較は、定年到達時の「4割以上6割未満」と回答した企業が38.3%、「6割以上7割未満」と回答した企業が22.7%となっています。一方、「ほぼ同水準」と回答した企業は3.9%となっています。(図表13-1)



賃金水準決定において考慮したのは「定年到達時の賃金水準」と回答した企業が52.7%、「高年齢雇用継続給付の受給状況」38.2%、「在職老齢年金の受給状況」31.3%となっています。

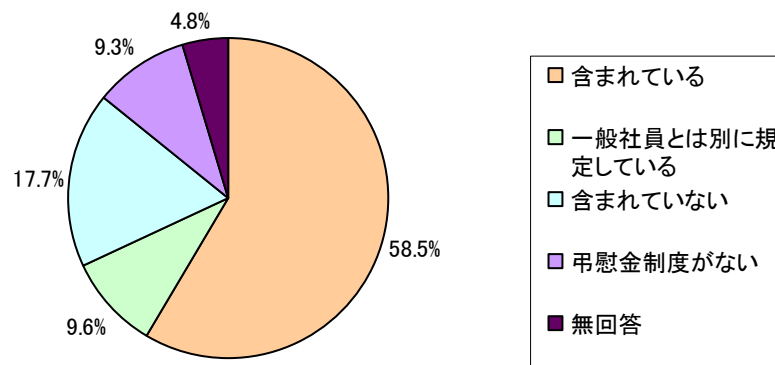
賞与支給について「支給はない」と回答した企業が32.6%、「人事考課に応じた額を支給」と回答した企業が22.6%となっています。

退職金については「支給はない」と回答した企業は85.7%となっています。

5. 継続雇用者の保障について

一般社員を対象とした弔慰金制度に継続雇用者が「含まれている」と回答した企業は58.5%となっています。一方、「含まれていない」と回答した企業は17.7%となっています。(図表17-1)

図表17-1. 一般社員を対象とした弔慰金制度における継続雇用者の取扱い

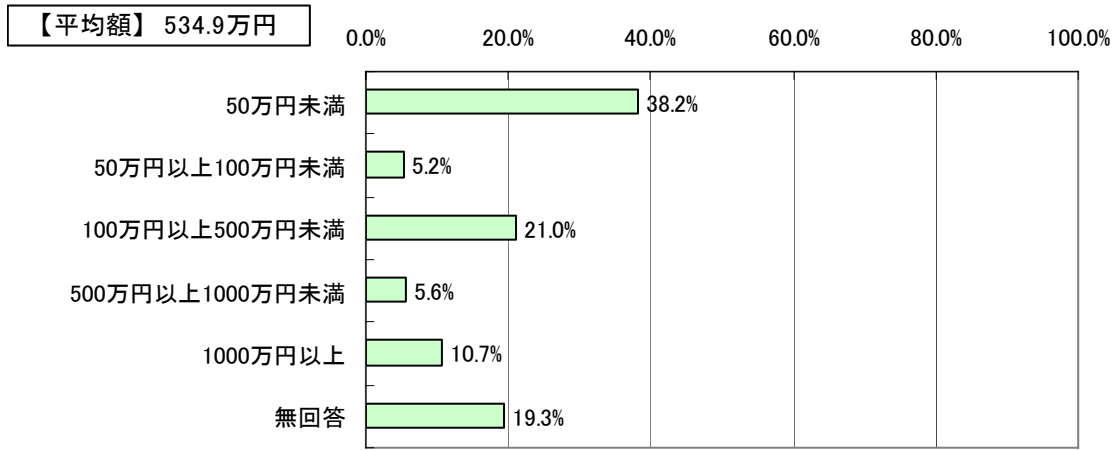


継続雇用者への弔慰金制度における最高額は「50万円未満」が38.2%で最も多くなっています。継続雇用者への弔慰金制度における最低額は「50万円未満」が47.8%で全体の5割弱となっています。

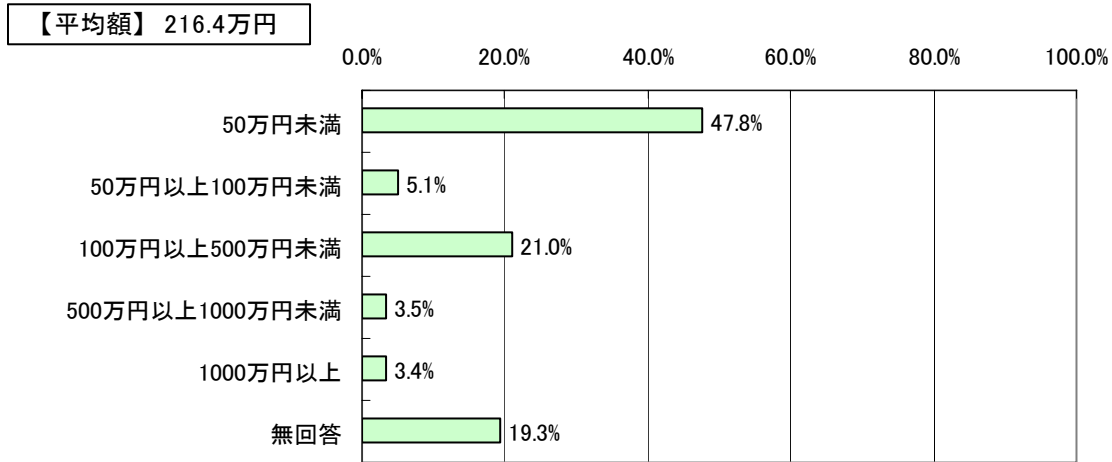
弔慰金支給額の最高額の平均は534.9万円、最低額の平均は216.4万円となっています。

(図表19-1・図表19-2)

図表19-1. 継続雇用者への弔意金支給額の最高額



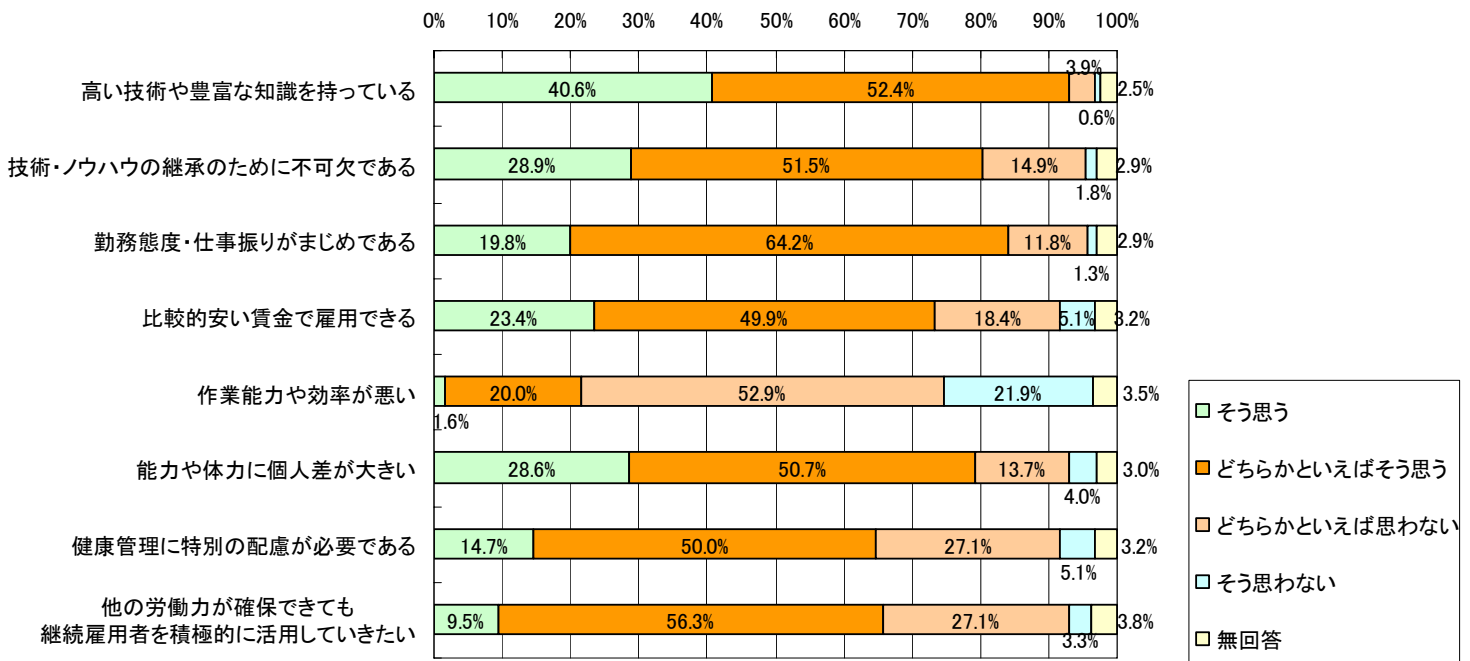
図表19-2 継続雇用者への弔慰金支給額の最低額



6. 高齢社員の活用と今後の課題について

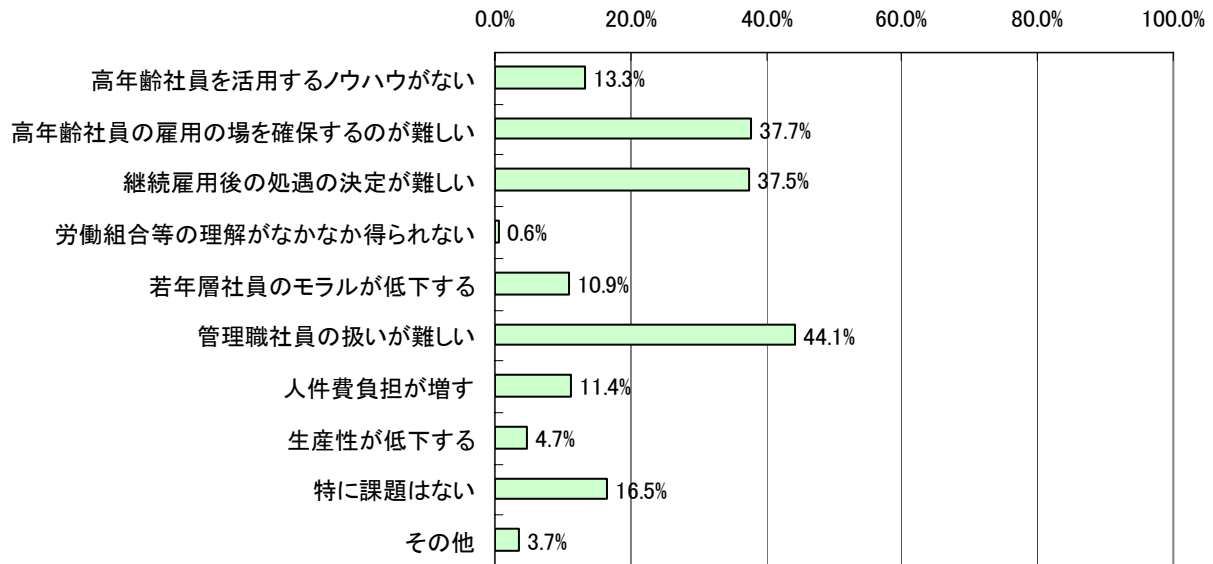
■ 高齢社員とその活用に対する考え方において、「高い技術や豊富な知識を持っている」という項目に「そう思う」と回答した企業が 40.6%、「どちらかといえばそう思う」と回答した企業が 52.4%と、両方で9割強となっています。(図表 22-1)

図表22-1 高齢社員とその活用に対する考え方



高年齢社員の雇用の場の確保や継続雇用における課題について「管理職社員の扱いが難しい」と回答した企業が44.1%、次いで「高年齢社員の雇用の場を確保するのが難しい」37.7%、「継続雇用後の処遇の決定が難しい」37.5%となっています。(図表 23-1)

図表23-1. 高年齢社員の雇用の場の確保や継続雇用における課題

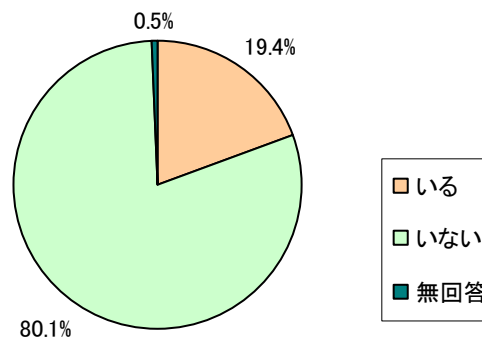


7. パートタイム労働者の雇用状況について

■職務（業務内容・責任の程度）や人材活用の仕組み、運用が正社員と実質的に同じパートタイム労働者の有無について「いない」と回答した企業は80.1%となっています。

「いる」と回答した企業は19.4%と2割弱となっています。(図表 3-1)

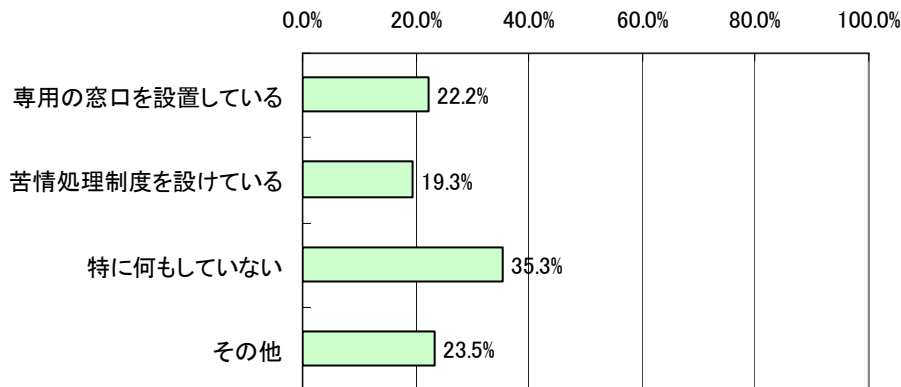
図表3-1. 職務や人材活用の仕組み、運用が正社員と実質的に同じパートタイム労働者の有無



パートタイム労働者から正社員への職種変更された方が「いない」と回答した企業は42.9%、「1割未満」と回答した企業が40.5%となっており、この2つの回答で全体の8割強を占めています。一方、「9割以上」と回答した企業は0.3%となっています。

パートタイム労働者からの苦情申し出への対応は、「特に何もしていない」と回答した企業が最も多く、35.3%となっています。一方、「専門の窓口を設置している」と回答した企業は 22.2%、「苦情処理制度を設けている」と回答した企業は 19.3%となっています。(図表 7-1)

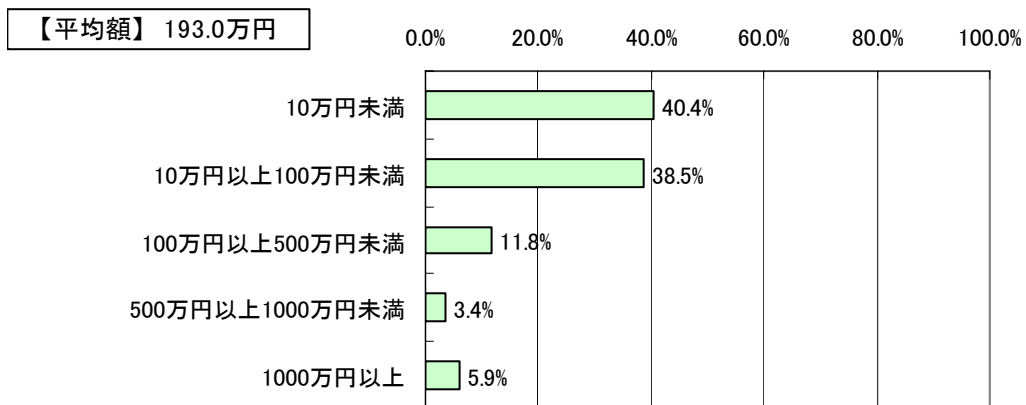
図表7-1. パートタイム労働者からの苦情申し出への対応



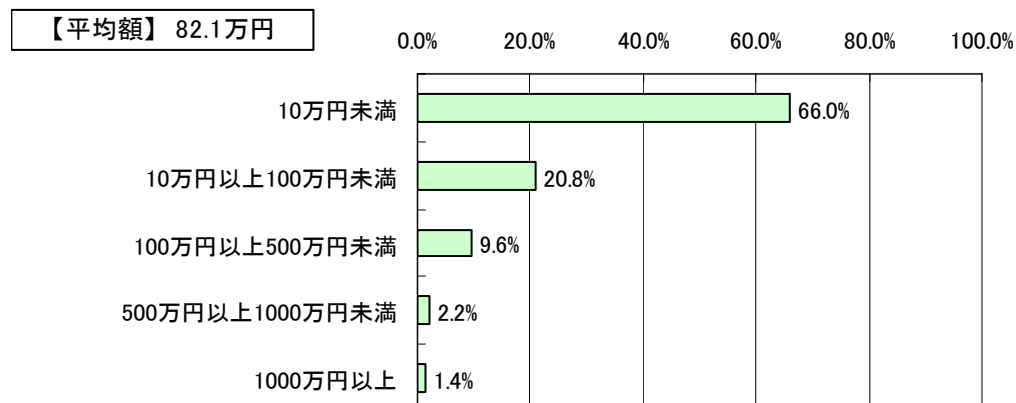
8. パートタイム労働者の退職手当・保障について

パートタイム労働者の弔慰金制度における最高額は「10万円未満」が 40.4%で最も多くなっています。パートタイム労働者の弔慰金制度における最低額は「10万円未満」が 66.0%で全体の7割弱となっています。弔慰金支給額の最高額の平均は 193.0 万円、最低額の平均は 82.1 万円となっています。(図表 10-1・図表 10-2)

図表10-1. パートタイム労働者の弔慰金支給額の最高額



図表10-2. パートタイム労働者の弔慰金支給額の最低額



以上